

17農振第2038号  
平成18年3月28日

各都道府県知事  
全国農業協同組合中央会会長  
全国農業会議所会長

殿

農林水産省農村振興局長

### 市民農園の整備の推進に関する留意事項について

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号。以下「特定農地貸付法」という。）及び市民農園整備促進法（平成2年法律第44号。以下「市民農園法」という。）に基づくいわゆる市民農園で生産された農作物の販売が可能な範囲については、これまで「市民農園の整備の推進に関する留意事項について」（平成16年3月26日付け15農振第2643号農林水産省農村振興局長通知）等においてその考え方を示してきたところである。

一方、昨年7月に都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチームにおいてとりまとめられた「都市と農山漁村の共生・対流の一層の推進について」（提言）においては、「滞在型市民農園における生産物を直売所等で販売できるよう現場の実態を踏まえながら検討を行う」こととされたほか、本年2月に決定された「構造改革特区の第8次提案に対する政府の対応方針」（平成18年2月15日構造改革特別区域推進本部決定）の別表3の事項番号1001においては、「営利を目的としない農作物の栽培において、自家消費量を超える余剰農作物を直売所等で販売することについて、現場の意見等を踏まえ検討しており、今年度中に考え方を示す」こととされたところである。

これらを踏まえ、このたび、市民農園で栽培された農作物の販売が可能な範囲について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づく技術的助言として示すこととしたので、下記事項に留意の上、引き続き市民農園制度の円滑かつ適切な運用に特段の御配慮をお願いしたい。

なお、これに伴い、「市民農園の整備の推進に関する留意事項について」（平成16年3月26日付け15農振第2643号農林水産省農村振興局長通知）は廃止することとしたので、併せて御了知願いたい。

おって、このことについては、貴管下関係機関に周知願いたい。

## 記

### 第1 基本的な考え方

現在の市民農園制度の運用の実態を概観すると、市民農園において栽培された農作物を直売所等で販売することについては、「原則として認められていない」という理解がされているが、市民農園利用者の中から自家消費量を超える農作物の処理に難渋するなどの理由から、また直売所に関わる生産者グループの間から市民農園利用者との交流の一環として、市民農園において栽培された農作物の直売所等での販売を認めて欲しいという要望があるところである。

この点については、第2に示すとおり、市民農園において趣味的な目的で農作物の栽培を行い、栽培された農作物のうち自家消費量を超えるものを直売所等で販売しても、市民農園制度の趣旨には齟齬を来すものではなく、むしろ地産地消や食育の推進、都市と農山漁村の交流体験の促進、都市部の利用者による農地の遊休化の防止という観点から望ましいとも考えられる。

### 第2 特定農地貸付けにおける販売可能な範囲

(1) 特定農地貸付法第2条第2項第2号に規定されているとおり、農地法等の特例が適用される「特定農地貸付け」は、「営利を目的としない」農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであることとされている。

(2) 「特定農地貸付け」により行われる農作物の栽培に関し、想定される多様な事例のすべてを明記することは困難であるが、趣味的な動機、目的によるものを想定しており、

- ア 純然たるレジャーないしレクリエーション
  - イ 心身の健康の回復、維持又は増進
  - ウ 野草や花などを自ら生産するという充足感
  - エ 子供の情操教育
  - オ 共通の趣味を持つ仲間との交流
  - カ 老後の生きがいや一つ的生活スタイルとして
  - キ 擬似ふるさと体験
- などが該当する。

(3) このため、市民農園において、上記に掲げるような趣味的な動機による農作物の栽培のために農作業を行う場合であれば、市民農園を円滑に運営していく観点から、自家消費量を超える農産物の直売所等における販売など、その他の副次的な行為まで制限を課すものではないと解される。

なお、市民農園法第2条第2項第1号口においても、市民農園は「レクリエーションその他の営利以外の目的で行なわれる農作業の用に供される農地」であることとされているが、当該規定が置かれた趣旨についても、上記の考え方と同様である。

### 第3 留意事項

市民農園利用者においては、一般の農家と同様、農薬の使用に関する義務等一定の責務が課されているところであるが、農作物を販売する場合は、JAS法に基づく表示の義務等より一層の責務が生じるものと考えられることから、市民農園開設者は利用者に対し、利用者が遵守すべき事項を適切に周知することが望ましい。

また、農薬散布を行う場合には、「住宅地等における農薬使用について」(平成15年9月16日付け15農安第1714号農林水産省消費・安全局長通知)及び「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」(平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)が発出されており、これらの通知等について、十分に周知することが望ましい。

なお、JAS法に基づく表示の義務等の周知徹底等が市民農園の管理上、市民農園開設者にとって負担となる場合は、貸付規程において、貸付の条件を設定し、農作物の販売を制限することも考えられるので、地域の実情に応じ、適切な措置を講じられたい。

市民農園で栽培された農作物の販売が可能な範囲に係る想定問一覧

(問1) 現行通知を見直す理由いかん。

(更問1) 現場の意見は、どのようなものがあったのか。

(問2) 新たな通知の趣旨いかん。

(問3) 現行通知との相違点いかん。

(問4) 販売可能な範囲の具体的内容いかん。

(更問1) 例示してある趣味的な動機、目的以外の場合についても販売は可能か。

(更問2) 大きな区画の場合、そもそも自家消費量を超えられるが、その場合でも販売してよいか。

(更問3) 直売所等の「等」とは具体的に何を示すのか。

(更問4) 「その他の副次的な行為」とはどのようなものか

(更問5) 趣味的な動機、目的ならば販売金額に限度はないのか。

(更問6) 企業等が市民農園を開設し、事業として利用者から農作物を集め、一括して出荷販売することは可能か。

(問5) 市民農園における農薬の使用についての指導いかん

(問6) 市民農園開設者が販売を制限するとはどのような場合か。

(更問1) 貸付規程に条件を付す場合の事例いかん。

(問7) 直売所で農作物を販売する場合、地元農家との競合はないのか。

(問8) 農作物を販売して所得を得た場合の税法上の扱いはどうなるのか。

(問1) 現行通知を見直す理由いかな。

(答) 現行通知発出(平成16年3月)後、  
都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチームにおいて取りまとめられた提言(17年7月)において、  
「滞在型市民農園における生産物を直売所等で販売できるよう現場の実態を踏まえながら検討」することとされるとともに、

構造改革特区の第8次提案に対する政府の対応方針(18年2月)において、

「営利を目的としない農作物の栽培において、自家消費量を超える余剰農作物を直売所等で販売することについて、現場の意見等を踏まえ検討しており、今年度中に考え方を示す」こととされたところである。

こうした現行通知発出後の最近の諸情勢の変化を踏まえ、今回、新たに営利を目的としない農作物の販売可能な範囲について更に明確化を図ることとしたものである。

(更問1) 現場の意見は、どのようなものがあったのか。

(答) 平成17年9月に区画面積200㎡以上の市民農園を有する都道府県等に対するアンケート調査を実施するとともに、関係機関との意見交換を行った。

(1) アンケート調査結果の概要は次のとおりであった。

市民農園で栽培された農作物の販売について、区画面積200㎡以上の市民農園を有する都道府県、市町村等に対するアンケート結果(回答数21名)

市民農園の生産物の販売について

・ 販売についての要望あり(条件付き含む) 11名

現行の局長通知について

・ 直売所での販売や販売の範囲を明確化 7名

販売する場合の条件

農薬の適正使用

地元農家との競合の回避

( 2 ) 関係機関との意見交換での主な意見は次のとおりであった。

神奈川県：300～500㎡区画の利用者が栽培した農作物は自家消費量を超えることが想定されるが、この内一部は将来就農も希望していることから、販売体験を行うことにより販売・流通のノウハウを取得することも必要。

大阪府：新規就農を想定した研修的な利用者が、販売を体験することで、消費者から評価されることにより、将来の本格的な就農にもつながることから、栽培した農作物を直売所等で販売することを希望している。

青森県：小区画の農園においても、販売を想定することで、より丁寧な作物栽培や管理をしたり、利用の募集の増加が見込まれ、より市民農園整備が促進される。

( 問 2 ) 新たな通知の趣旨いかん。

( 答 ) 現行通知は販売可能な範囲を

隣近所、知人等に配布した際にある程度の謝礼等を受け取ること、市民農園への来訪者等向けにテーブル等を置き、若干の対価で販売すること

に限定的に示しており、市民農園利用者からは、自家消費量を超える農作物の処理に難渋するなどの事例があることから、国として各地方自治体に期待している市民農園制度の運用のあり方を地方自治法に基づく技術的助言として示すこととしたものである。

今回の通知の発出により、市民農園において趣味的な目的で農作物の栽培を行い、そのうち自家消費量を超えるものを直売所等で販売しても、市民農園制度の趣旨には齟齬を来たすものではなく、地産地消、食育の推進、都市と農山漁村の交流の促進、都市部の利用者による農地の遊休化の防止等にも、様々な効果が期待されるものである。

(問3) 現行通知との相違点いかん。

(答) 現行通知は、販売可能な農作物について、「予期せず自家消費量を超える農作物」について、隣近所や市民農園内での若干の対価で販売することに限定されている。

しかしながら、現行通知発出後の諸情勢の変化を踏まえ、新たな通知においては、市民農園において、「趣味的な動機、目的」による農作物の栽培のために農作業を行う場合であれば、市民農園を円滑に運営していく観点から自家消費量を超える農産物の直売所等での販売を可能としている。

(問4) 販売可能な範囲の具体的内容いかん。

(答) 特定農地貸付けにより行われる農作物の栽培に関し、趣味的な動機、目的による農作物の栽培のための農作業を行う場合であれば、その結果としての農作物を直売所等で販売することなどについて、販売可能な範囲を次のような事例として示したものである。

ア 純然たるレジャーないしレクリエーション

イ 心身の健康の回復、維持又は増進

ウ 野草や花などを自ら生産するという充足感

エ 子供の情操教育

オ 共通の趣味を持つ仲間との交流

カ 老後の生きがいや一つの生活スタイルとして

キ 擬似ふるさと体験

(更問1) 例示してある趣味的な動機、目的以外の場合についても販売は可能か。

(答) 例示してあるのは、市民農園利用の多様な事例の一例であり、その他の趣味的な動機、目的は、様々あると思われるが、基本的な考え方は、あくまで趣味的なものである。

なお、貸付規程の第1条の目的は、市民農園制度の趣旨を踏まえたものとなっているものと考えており、これ以外の目的に利用される場合には当然、貸付を解除すべきであると考えている。

(更問2) 大きな区画の場合、そもそも自家消費量を超えると思われるが、その場合でも販売してよいか。

(答) 大きな区画の場合であっても、その利用が趣味的な動機、目的による農作物の栽培であって、その結果である農作物を販売することは可能である。

一方、直売所等と予め、数量を決めて売買契約を行っている場合は、営利目的に当たるものと考えられる。

(更問3) 直売所等の「等」とは具体的に何を示すのか。

(答) 例えば、「毎週開催される市」や「地元の収穫祭」、「チャリティー・イベント」などを想定している。

(更問4) 「その他の副次的な行為」とはどのようなものか。

(答) 趣味的な動機、目的による農作業における結果としての農作物を「販売」することや「寄付」、「物々交換」を想定している。

(更問5) 趣味的な動機、目的ならば販売金額に限度はないのか。

(答) 貸付規程の目的にも、市民農園制度の趣旨を踏まえたものとなっていると考えており、市民農園の利用は、そもそも「趣味的な動機、目的」によるものである。したがって、その結果として、利用区画の大小や作物栽培の技術レベル等により収穫量は変動するものと想定され、自家消費量を超える農作物の販売に関して、一定の限度額を決めることは適当とは考えられない。



(更問6) 企業等が市民農園を開設し、事業として利用者から農作物を集め、一括して出荷販売することは適当か。

(答)

特定農地貸付けは、営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付であり、市民農園利用者は趣味的な動機、目的により農作物の栽培を行うのであって、今回の通知は利用者自らが自家消費量を超える農産物を直売所等で販売するような場合であれば、市民農園制度の趣旨には齟齬を来たさないものであるとの基本的考え方である。

したがって、例えば、企業の従業員が開設主体である企業へ出荷し、その企業が一括して販売するようなことは、適当とはいえない。

(問5) 市民農園における農薬の使用についての指導いかん。

(答) 市民農園利用者においては、一般の農家と同様、農薬の使用に関する義務等一定の責務が課されているところである。

なお、農薬の飛散による危害を防止する観点から、

(1) 特に住宅地の近隣の市民農園利用者においては、

「住宅地等における農薬使用について」(平成15年9月16日付け15農安第1714号農林水産省消費・安全局長通知)

(2) 農薬散布を行う場合には、当該農薬が散布されたほ場のみならず、その周辺で栽培されている食用農作物の収穫物についても、食品衛生法の基準を超えた農薬が残留することがないように、

「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」(平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)

が発出されているところである。

このようなことから、開設者は利用者に対し貸付規程の貸付条件の中にこうした内容を盛り込むなど十分周知することが望ましい。

また、市町村は開設者との貸付協定を締結する際、農業委員会は特定農地貸付けを承認する際に、こうした内容を十分周知することが必要であると考えている。

(問6) 市民農園開設者が販売を制限するとはどのような場合か。

(答)

市民農園開設者は利用者に対し、利用者が販売を行う場合には、農薬の使用やJAS法の表示義務等、利用者が遵守すべき事項を周知する必要がある、例えば貸付規程においてこうした内容を盛り込むなど十分留意する必要がある。

なお、市民農園によっては、この周知徹底が困難である場合に、利用者が販売することを制限するなど適正な管理・運営に努める必要があるが、具体的な管理・運営については、それぞれの開設主体が判断すべきことであると考えている。

(更問1) 貸付規程に条件を付す場合の事例いかん。

(答)

貸付規程において「販売」する場合に利用者が遵守すべき事項やその確認事項が守られなかった場合、販売することの制限や貸付自体を解除すること等についての記載例は次のとおりであるが、各地域の実情に応じ必要な事項を補充することが望ましい。

貸付規程例(抜粋)

(貸付条件)

第4 貸付条件は、次のとおりとする。

2 貸付農地において次の掲げる行為をしてはならないものとする。

(2) 営利を目的として作物を栽培すること。

なお、自家消費量を超える余剰農作物を販売する場合、以下の遵守事項を開設者と確約することとし、違反した場合は販売を中止することとする。

農薬の適正な使用

JAS法の表示義務

その他、必要な事項

(問7) 直売所で農作物を販売する場合、地元農家との競合をどう考えるのか。

(答)

農家は「業」として農作物の栽培を行う一方、市民農園利用者は趣味的な動機、目的で農作物の栽培を行うものであり、小区画で農作業の効率が悪く、1～2年で更新で生産性が低いこと、その生産量や品質の面からは、競合できるとは想定できず、市民農園利用者の生産物が地元農業に及ぼす影響は微々たるものであると考えている。

(問8) 農作物を販売して所得を得た場合の税法上の扱いはどうなるのか。

(答)

今回の通知に基づいて市民農園で栽培された農産物の販売は、趣味的な動機、目的によるものを想定しており、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外のもので、労務や役務の対価でもない」ことから、「事業所得」ではなく、一時的な性質の所得であり、税法上は「一時所得」として扱われるものと考えられる。

なお、給与所得者等が同所得を得た場合には確定申告が必要となると考えられる。

(参考)

一時所得とは、

一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外のもので、労務や役務の対価でもなく、さらに資産の譲渡による対価でもない一時的な性質の所得をいいます。

事業所得とは、

事業所得とは、商工業者、農漁業者、医師、弁護士、俳優、競馬騎手などのように、事業を営んでいる人のその事業から生ずる所得をいいます。

(国税庁ホームページより抜粋)

17消安第 8282号  
平成17年12月20日

北海道知事  
各地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

(農林水産省)\*1 消費・安全局長  
生産局長  
経営局長

### 農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について

農薬の飛散による危害を防止する観点から、これまで農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)の周知徹底の取組や農薬危害防止運動の実施等、農薬使用者に対し、農薬の適正使用及び農薬の飛散防止措置の実施を図るよう、指導の徹底に努めてきたところである。

一方、平成15年の食品衛生法(平成15年法律第55号)の改正により、平成18年5月から同法に基づく残留基準値が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度(いわゆる「ポジティブリスト制度」)が導入されることとなっている。また、ここでいう一定量とは、「食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量」(平成17年11月29日厚生労働省告示第497号)により0.01ppmとするとされたところである。

こうしたことを踏まえ、今後農薬散布を行う場合には、当該農薬が散布されるほ場のみならず、その周辺で栽培されている食用農作物(以下「周辺農作物」という。)の収穫物についても、食品衛生法の基準を超えた農薬が残留することがないように、農薬の飛散防止措置の一層の徹底を図る必要がある。

については、別紙のとおり、「農薬の散布による周辺農作物への影響防止対策」をとりまとめたので、(管内都府県に対し通知するとともに)\*2 本対策を踏まえ、指導の周知徹底が図られるよう協力をお願いする。

なお、関係団体には、別添のとおり通知しているので併せてお知らせする。

#### (施行注意)

\*1:( )内は北海道知事、内閣府沖縄総合事務局長あてとする。

\*2:( )内は関東農政局長あては「都県」、近畿農政局長あては「府県」、他の地方農政局長あては「県」、沖縄総合事務局長あては「沖縄県」とし、北海道知事あては除く。

別紙として「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策」を添付する。

17消安第 8282号  
平成17年12月20日

別記 殿

農林水産省 消費・安全局長  
生産局長  
経営局長

### 農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について

農薬の飛散による危害を防止する観点から、これまで農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）の周知徹底の取組や農薬危害防止運動の実施等、農薬使用者に対し、農薬の適正使用及び農薬の飛散防止措置の実施を図るよう、指導の徹底に努めてきたところです。

一方、平成15年の食品衛生法（平成15年法律第55号）の改正により、平成18年5月から同法に基づく残留基準値が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（いわゆる「ポジティブリスト制度」）が導入されることとなっています。また、ここでいう一定量とは、「食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量」（平成17年11月29日厚生労働省告示第497号）により0.01ppmとするとされたところです。

こうしたことを踏まえ、今後農薬散布を行う場合には、当該農薬が散布されるほ場のみならず、その周辺で栽培されている食用農作物（以下「周辺農作物」という。）の収穫物についても、食品衛生法の基準を超えた農薬が残留することがないように、農薬の飛散防止措置の一層の徹底を図る必要があります。

つきましては、別紙のとおり、「農薬の飛散による周辺農作物への影響防止対策」をとりまとめたので、御了知頂くとともに、本対策の推進に特段の協力をお願いします。

なお、都道府県知事には、農政局等を通じ、別添のとおり通知しているので、併せてお知らせします。

（施行注意）

別紙として「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策」を添付する。

## 別記

独立行政法人農薬検査所理事長

独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構理事長

社団法人日本植物防疫協会理事長

財団法人日本植物調節剤研究協会会長

社団法人農林水産航空協会会長

社団法人日本くん蒸技術協会会長

農薬工業会会長

全国農業協同組合連合会代表理事理事長

全国農業協同組合中央会会長

全国農薬協同組合理事長

社団法人全国農業改良普及支援協会会長

社団法人緑の安全推進協会会長

社団法人日本農業機械工業会会長

社団法人日本DIY協会会長

日本チェーンストア協会会長

## 農薬の飛散による周辺農作物への影響防止対策

### 1. 地域として取り組むべき農薬飛散影響防止のための体制整備

農薬散布に伴う飛散による周辺農作物への影響防止を効果的に実施するためには、地域の農業者が協力して飛散防止に取り組む必要がある。

このため、都道府県の農作物病虫害防除指導関係、生産振興関係及び普及関係の行政部局、農業者団体等が連携して、農薬の飛散影響防止対策の指導・啓発のための指導体制を整備し、都道府県の対策方針を定め、農薬飛散影響防止対策に取り組むものとする。

また、都道府県の指導体制のもとに、効果的に対策が講じられるよう地域の実情に応じて、病虫害防除所、普及指導センター、市町村等が連携して地域単位の指導体制（以下「地域組織」という。）を整備するものとする。その際、農業協同組合等の生産者団体や病虫害防除組織とも連携して整備することが望ましい。さらに、農薬販売業者や防除業者等についても極力参画を得るものとする。地域組織は以下の取組を行うものとする。

- (1) 地域組織は、ポジティブリスト制度の導入に伴う農薬使用上の問題点の抽出とその対応策について検討を行い、その結果を踏まえて地域の農業者に対し啓発を行う。また、農薬の飛散影響防止のための農業者相互の連絡体制を整備する。
- (2) 地域組織は、2に掲げる対策の実施について、農業者に対して指導を行う。特に、散布される農薬の種類、散布方法及び周辺農作物の収穫時期等の状況から、農薬の飛散による影響が特に大きいと予想される場合には、農薬散布を行う農業者又は周辺農作物の栽培者に対し2の(2)の④及び⑤の対策を徹底するよう指導する。
- (3) 農薬の飛散により食品衛生法の基準を超える農薬の残留があった場合には、地域組織は、再発防止のため、地域の作物品目、使用農薬、防除方法等について見直しを行う。

### 2. 個々の農業者が行う農薬の飛散影響防止対策等

- (1) 病虫害防除については、病虫害の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することを見直し、以下の3点の取組からなる総合的病虫害・雑草管理（IPM）に努める。
  - ① 輪作、抵抗性品種の導入や土着天敵等の生態系が有する機能を可能な限り活用すること等により、病虫害・雑草の発生しにくい環境を整える。
  - ② 病虫害発生予察情報の積極的な活用等による病虫害・雑草の発生状況の把握を通じて、防除の要否及び防除適期を適切に判断する。

- ③ 防除が必要と判断された場合には、病虫害・雑草の発生を経済的な被害が生じるレベル以下に抑制するために、多様な防除手段の中から適切な手段を選択し、病虫害・雑草管理に努める。
- (2) 病虫害の発生状況を踏まえ、農薬使用を行う場合には、次の事項の励行に努め、農薬の飛散により周辺農作物に被害を及ぼすことがないように配慮する。
- ① 周辺農作物の栽培者に対して、事前に、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類等について、連絡する。
- ② 当該病虫害の発生状況を踏まえ、最小限の区域における農薬散布に留める。
- ③ 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、散布器具のノズルの向き等に注意する。
- ④ 特に、周辺農作物の収穫時期が近い場合農薬の飛散による影響が予想される場合には、状況に応じて使用農薬の種類を変更し、飛散が少ない形状の農薬を選択し、又は農薬の散布方法や散布に用いる散布器具を飛散の少ないものに変更する。
- ⑤ 上記の②から④の対策をとっても飛散が避けられないような場合にあっては、農薬使用者は散布日の変更等の検討を行い、その上でやむを得ないと判断される場合には、周辺農作物の栽培者に対して収穫日の変更、圃場の被覆等による飛散防止対策を要請する。
- ⑥ 以下の項目について記録し、一定期間保管する。
- ア. 農薬を使用した年月日、場所、対象農作物、気象条件（風の強さ）等
- イ. 使用した農薬の種類又は名称及び単位面積当たりの使用量又は希釈倍数
- ⑦ 農薬の飛散が生じた場合には、周辺農作物の栽培者等に対して速やかに連絡するとともに、地域組織と対策を協議する。



平成15年9月16日  
農 林 水 産 省

## 住宅地等における農薬使用について

住宅地等における農薬使用の適正化を図るため、下記のとおり通知することとしましたので、お知らせします。

### 記

件 名	住宅地等における農薬使用について（通知）
発 出 者	農林水産省消費・安全局長
発 出 先	地方農政局、沖縄総合事務局、関係省庁（文部科学省、厚生労働省、国土交通省等）他
発出年月日	平成15年9月16日
内 容 等	<p>昨年改正された農薬取締法第12条第1項の規定に基づき定められた農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第6条においては、農薬使用者は住宅地等において農薬の飛散防止措置を講ずるよう努めなければならないと規定されている。</p> <p>これを受けて、公共施設や住宅地に近接する場所における病害虫の防除については、極力、農薬散布以外の方法をとるべきことのほか、やむを得ず農薬を使用しなければならない場合の注意事項（散布に関する事前の周囲への周知、飛散防止のための天候や時間帯に関する配慮等）等を定め、農薬使用者等に対する遵守指導について関係省庁を含む関係者あて要請した。</p>

参考 : 当該通知文書については、閲覧用として報道室に置いてあります。

問合せ先：消費・安全局 農産安全管理課  
農薬対策室 室 長 澤田 清  
課長補佐 田雑 征治  
代表 (03)3502-8111(内 3140, 3145)  
直通 (03)3501-3965

15農安第1714号  
平成15年9月16日

北海道農政事務所長  
各地方農政局長  
沖縄総合事務局長

あて

消費・安全局長

### 住宅地等における農薬使用について

農薬は、飛散することで人畜に危害を及ぼすおそれがあり、近年、学校、保育所、病院、公園、街路樹、住宅地周辺の農作物栽培地等において使用された農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害の訴えの事例が多く聞かれるようになってきている。

このような状況を踏まえ、今般、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第12条第1項の規定に基づく農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）第6条において、農薬使用者は、住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない旨規定したところである。

については、下記の土地・施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）、殺虫、殺菌、除草等の病害虫防除の責任者、農薬使用委託者、農薬使用者等に対する下記事項の遵守の指導につき、\*1貴局管下都府県に対する協力の要請をお願いする。

\*2なお、貴局管内の地方農政事務所長に対しても貴職から周知をお願いする。

### 記

- 1 学校、保育所、病院、住宅地に近接する公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等における病害虫防除については、病害虫の発生や被害の有無に関わらず定期的に農薬を散布することを廃し、被害が発生した場合に被害を受けた部分のせん定や捕殺等により病害虫防除を行うよう最大限努めることとする。このため、日頃から病害虫被害の早期発見に努めることとする。

また、病害虫の発生状況を踏まえやむを得ず農薬を使用する場合（森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）に基づき周辺の被害状況から見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。）は、次の事項の遵守に努め、農薬の飛散が住民、子ども等に健康被害を及ぼすことがないよう最大限配慮することとする。

- (1) 農薬の使用に際しては、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の区域における農薬散布に留めること。

- (2) 非食用農作物等に対し農薬を使用する場合であっても、農薬取締法に基づいて登録された、当該防除対象の農作物等に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
  - (3) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向き等に注意すること。
  - (4) 農薬使用者及び農薬使用委託者は、周囲住民に対して、事前に、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類等について、十分周知するとともに、散布作業時には、立て看板の表示等により、散布区域内に農薬使用者及び農薬使用委託者以外の者が入らないよう最大限の配慮を行うこと。特に、農薬散布区域の近隣に学校や通学路等があり、農薬の散布時に子どもの通行が予想される場合には、当該学校や子どもの保護者等に対する周知及び子どもの健康被害防止について徹底すること。
  - (5) 農薬使用者は、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数について記帳し、一定期間保管すること。
- 2 住宅地内及び住宅地に近接した農地（市民農園や家庭菜園を含む。）において栽培される農作物等（1の対象となる植物等を除く。）の病虫害防除に当たっては、次の事項の遵守に努め、農薬の飛散が住民、子ども等に健康被害を及ぼすことがないように最大限配慮することとする。
- (1) 病虫害に強い作物や品種の栽培、病虫害の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網等物理的防除手段の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。
  - (2) 非食用農作物等に対し農薬を使用する場合であっても、農薬取締法に基づいて登録された、当該防除対象の農作物等に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
  - (3) 粒剤、DL（ドリフトレス）粉剤等の飛散が少ない形状の農薬及び農薬の飛散を抑制するノズルを使用すること。
  - (4) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向き等に注意すること。
  - (5) 農薬使用者及び農薬使用委託者は、農薬を散布する場合は、事前に近隣の住民への周知に努めること。特に、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等があり、農薬の散布時に子どもの通行が予想される場合には、当該学校や子どもの保護者等に対する周知及び子どもの健康被害防止について徹底すること。
  - (6) 農薬使用者は、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数について記帳

し、一定期間保管すること。

- 3 農薬の使用が原因と考えられる健康被害の相談が住民から地方公共団体にあった場合は、地方公共団体の農林部局をはじめとする関係部局（例えば、学校にあつては教育担当部局、街路樹にあつては道路管理担当部局）は連携し、必要に応じて対応窓口を設置する等適切に対処すること。

(施行注意)

\* 1 : 北海道農政事務局長あては「北海道」、関東農政局長あては「貴局管下都県」、近畿農政局長あては「貴局管下府県」、他の地方農政局長あては「貴局管下の県」、沖縄総合事務局長あてには「沖縄県」とする。

\* 2 : 地方農政局長あて文書のみ記入して施行する。